

厚生労働省「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」 2011/4/5 2011年度よりレセプト情報等の提供を開始

厚生労働省は3月31日、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」を発表した。厚生労働省が構築する、レセプトや特定健診情報等のデータベース内のデータについて、本来の利用目的である「医療費適正化計画の作成等に資する調査・分析」以外の用途で自治体などから利用申請があった場合の、データ提供に関する審査基準や事務処理方法等を定めたもの。2010年10月から「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」において策定に向けた検討がなされてきた。

ガイドラインは4月1日から施行され、厚生労働省は2011年度から2012年度までをデータ提供の試行期間と位置付けている。将来的な本格運用に向けて、試行期間での実績等を勘案した上で、今後手数料や罰則等の法的整備を行うことを検討するとしている。

■データ提供先には営利企業を含まず

ガイドラインによると、データ利用の申請を行える者は下表のとおりで、原則的に営利企業は対象としない。利用者は提供されたデータを用いて行った研究の成果を学術論文などの形で公表しなければならず、特に利用者が国の行政機関や都道府県の場合は、それらが行う施策の推進にデータ利用が適切に反映される必要がある。

利用申請の受け付けは年に4回程度行われ、具体的な期間については厚生労働省ホームページ等で事前に公表される。また、データ利用に対する手数料は設けられていない。

●データ利用を申請できる者

- ①国の行政機関
- ②都道府県
- ③研究開発独立行政法人
- ④大学、大学院
- ⑤医療保険者の中央団体
- ⑥設立目的の趣旨に「医療サービスの質の向上」等を含む国所管の公益法人
——の各機関に所属する研究者等
- ⑦提供されるデータを用いた研究の実施に要する費用の全部又は一部を国の行政機関から補助されている者

■データに医療機関コード等は原則含まず

データ提供の可否は有識者会議で審査される。提供データの範囲は申請内容によって判断されるが、医療機関コード・薬局コード・保険者番号については、有識者会議が特に認める場合以外は提供しない。

審査基準は、①利用目的が、医療サービスの質向上を目指す施策の推進に有益な研究等である、②研究目的を達成する上で提供データの利用に合理性がある、③研究等を現時点で行うことに合理的な理由がある、④申請された研究内容が申請者の過去の研究実績等を勘案して実行可能である——など。ただし、厚労省の各部局が、公表する統計資料の作成にデータを利用する場合や、有識者会議が特に認めた場合などは審査を省略することができる。

■不適切利用者は氏名の公表も

データを不適切利用した場合は、利用取り消し、データの返却等が求められ、データの紛失や漏えい、申請内容と異なる利用等があった場合は、一定期間データ提供が禁止される。また、過失の程度によっては利用者の氏名等を公表する場合もある。なお、利用者が不当な利益を得た場合、この利益相当額を国に支払う必要はあるが、罰金は定められていない。

ガイドライン及び申請等に必要な書類の様式は、厚労省ホームページの以下の URL 参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000016v8d.html>